

4. 航空旅客ターミナル施設

①航空旅客保安検査場の通路

考え方	車椅子使用者、その他金属探知機に反応することが明らかな器具等を使用する者については、門型の金属探知機を通過しなくて済むよう、十分な広さを有する別通路を設けるとともに、その旨の案内表示を行う。
-----	---

移動等円滑化基準	
(保安検査場の通路)	
第27条 航空旅客ターミナル施設の保安検査場（航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。以下同じ。）において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車椅子使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けなければならない。	
2 前項の通路の幅は、九十センチメートル以上でなければならない。 3 保安検査場の通路に設けられる戸については、第四条第五項第二号ロの規定は適用しない。 4 保安検査場には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示するものとする。	
ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、△：望ましい整備内容	
通路の幅	◎有効幅 90 cm以上とする。
案内表示	○金属探知機に反応する車椅子使用者、医療器具等の使用者、妊娠婦等が金属探知機を通過しなくてすむ旨の案内表示をする。
保安検査場における聴覚障害者の案内	◎筆談用のメモなどを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。 ◎この場合においては、当該設備を保有している旨を保安検査場に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。 ○筆談用具がある旨の表示については、職員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。
参考 2-3-14	

②航空旅客搭乗橋

考え方

搭乗橋は伸縮部分、可動部分を含む構造であるが、可能な限り移動等円滑化に配慮する。

移動等円滑化基準

(旅客搭乗橋)

第28条 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋（航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第三号及び第四号については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上であること。
 - 二 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。
 - 三 勾配は、十二分の一以下であること。
 - 四 手すりが設けられていること。
 - 五 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 2 旅客搭乗橋については、第九条の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

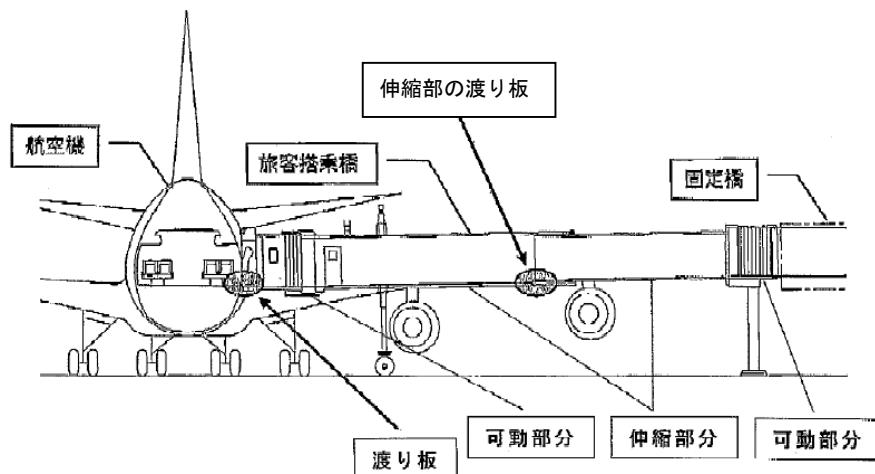
参考 3-4-1

幅	◎有効幅 90 cm 以上とする。
勾配	◎渡り板部分を除き、1/12 以下とする。 ○渡り板部分についても、移動等円滑化に配慮し、可能な限り勾配を緩やかにする。
手すり	◎可動部分等を除き、手すりを設置する。 ○上記手すりは両側に設置する。 ◎伸縮部の渡り板部分には手すりを設置する。 ○上記手すりは両側に設置する。
床の表面	◎床の表面は滑りにくい仕上げとする。
視覚障害者誘導用ブロック	◎旅客搭乗橋については、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
渡り板	◎旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を 1 以上備える。 ○渡り板の表面は滑りにくい仕上げとする。

参考 3-4-1：航空旅客搭乗橋と代替設備の例

航空機に搭乗する際、搭乗橋により直接搭乗できる方式が望ましいが、物理的制約等から他の方式を取らざるを得ない場合もある。この場合、代替設備を利用した搭乗方法がある。

<航空旅客搭乗橋>



搭乗橋のつなぎ目部分の段差を解消

<パッセンジャー・ボーディング・リフト (PBL) 車>



羽田空港



茨城空港

<小型機専用車椅子リフト>



<車椅子昇降装置のついたタラップ>



<ランプ>



<屋根を設置したランプ>



提供：日本エアコミューター株式会社

③航空旅客搭乗改札口

考え方

各搭乗口の自動若しくはその他の改札口は、車椅子使用者が円滑に通過できるよう配慮する。

移動等円滑化基準

(改札口)

第29条 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち一以上は、幅が八十センチメートル以上でなければならない。

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容（義務）、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

幅

◎各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、有効幅80cm以上とする。